

令和 5 年度社会福祉施設等整備費補助金（障害児者関係施設）  
に係る施設整備の方針について

令和 4 年 8 月 15 日  
広島県健康福祉局障害者支援課

広島県では、障害者及び障害児が、地域で安心して生活できる環境の整った社会の実現を目標に、これまでの達成状況や、今後予想される障害福祉サービス等のニーズを踏まえ、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までの 3 年間で計画期間とする第 6 期広島県障害福祉計画及び第 2 期広島県障害児福祉計画（以下「広島県計画」という。）を令和 3 年 3 月に策定した。

このため、広島県計画に基づき、次の方針に該当する施設整備を重点的に推進する。

**1 障害児入所施設、障害児通所支援事業所の整備**

- 重症心身障害児（者）に対する支援の強化
  - ・ 短期入所事業所（医療型）
  - ・ 医療型児童発達支援センター
  - ・ 障害児通所支援事業所（主として重症心身障害児を対象とする児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び放課後等デイサービス）
- 地域における重層的な地域支援体制の構築
  - ・ 児童発達支援センター
  - ・ 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び障害児相談支援のいずれか複数を組み合わせた施設整備を行うもの。

**2 共同生活援助（グループホーム）の整備**

- ・ 既存の入所施設の定員の減等の地域生活への移行と併せて、施設整備を行うもの。
- ・ 長期入院精神障害者の住まいを確保するための施設整備を行うもの。
- ・ 日中サービス支援型で、短期入所等の体制を備えたもの。

**3 施設の改築等や大規模修繕等の整備**

- ・ 耐震性のない建物の改築等で、緊急性や必要性が高いと認められる施設整備を行うもの。
- ・ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うもの。
- ・ 災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備の整備を行うもの。
- ・ 洪水浸水想定区域等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕等事業及び移転改築整備を図るもの。
- ・ ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修等を行うもの。

**4 障害者の就労促進に向けた体制整備**

- 障害福祉サービス事業所（主に就労継続支援（A型・B型））
  - ・ 先進的又はモデルケースとなる取組を行う事業を実施することを目的として施設整備を行うもの。

## 5 その他（1～4の共通事項）

障害福祉サービス等の提供体制の整備について、広島県計画の中で各施設に共通して定めている事項や、事業の安定した運営、豪雨や大規模地震など自然災害への対応、整備主体の経営状況などを踏まえて、次の事項を共通の方針とする。

次の7項目の全てを満たしていなければ補助の採択をしないということではなく、補助の採択を判断する際に考慮する項目とする。

- (1) 同一の市町内に事業所が無い又は同一の障害保健福祉圏域（広島県計画における障害保健福祉圏域）内で、当該事業所が不足している地域において、創設又は拡充を目的として施設整備を行うものであること。
- (2) 創設の場合は、広島県ハザードマップ等（※）により、災害によるリスクの回避・軽減を図り、危険箇所以外で施設整備を行うものであること（なお、危険箇所であっても合理的・現実的な防災・減災対策を講じるなどしてリスクを回避・軽減している場合は除く。）。
- (3) 広島県の補助に加えて、市町の補助を受けられる予定のある整備を優先する。
- (4) 災害時に備え、障害者等の受け入れが可能となる避難スペースを一体的に整備するものを優先する。（平常時には、多目的スペース等として、地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースとしての活用として差し支えない。）
- (5) 入所者の地域移行を推進するため、「地域生活支援拠点（※）」として整備するものを優先する。  
※①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会の場合（一人暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性、対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の5つの機能を強化するため、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点
- (6) 安定した事業運営確保の観点から、障害者（児）福祉事業の運営実績を考慮する。
- (7) 整備主体の経営状況、財務状況、借入金の返済計画や内部留保資金の状況などを勘案し、施設整備の必要性を総合的に判断する。

※広島県内のハザードマップ公表サイト

[http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/hiroshima\\_hm/#](http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/hiroshima_hm/#)

※土砂災害ポータルひろしま

<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

※洪水ポータルひろしま

<http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

※高潮・津波災害ポータルひろしま

<http://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

## 【ハザードマップ等の概要、目的、利用上の注意事項】

### 土砂災害ポータルひろしま

#### ○概要

基礎調査を行い、土砂災害の自然現象（土石流、がけ崩れ、地すべり）の種類に応じた区域の指定をします。基礎調査とは広島県は、警戒区域等指定のため、溪流や斜面及び土砂災害により被害のおそれがある区域の地形、地質、土地利用状況などについて調査をします。具体的な調査対象は、土砂災害危険箇所になります。基礎調査結果は市町長へ通知し、市町長の意見を聴いたあと、警戒区域等を指定します。

#### ○目的

土砂災害発生危険性がある場所や、大雨により土砂災害発生危険性が高まった時、土砂災害警戒情報や土砂災害危険度情報を県民の皆様にお知らせすることで土砂災害への備えに活用して頂くことを目的とします。

#### ○利用上の注意事項

土砂災害危険箇所図は、土砂災害による被害のおそれがある箇所を示した図であり、土砂災害に係わる警戒避難や土地利用の検討に際し、参考として活用して頂く事を目的に公開しているものです。そのため、土砂災害危険箇所図の土地の範囲は、法律で行為等が規制されるものではありません。また、土砂災害の発生や被害の範囲について証明するものではありません。

### 洪水ポータルひろしま

#### ○概要

浸水想定区域は水防法第14条に基づき指定しています。指定された河川は、当該河川の洪水防衛に関する計画の基本となる降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「浸水想定区域」として指定します。

#### ○目的

近年、全国で多発している水害を踏まえ、本県においても河川改修等による治水機能増強を図っていますが、河川改修等のハード整備の推進に加え、水防活動・避難行動やこれらを支援するソフト対策を行うことで、河川整備を水災防止措置によって補完することが可能となります。広島県が実施するソフト対策では、河川整備が目標水準に達していないために生じる氾濫によって浸水する区域を示し、円滑かつ迅速な避難のための措置を講ずることで、人的被害の防止につなげていくこととしています。

#### ○利用上の注意事項

インターネットで公開している浸水想定区域図は、広島県が作成した浸水想定区域図とそれにあわせて公表した浸水深を、縮尺1/25,000地形図へ転記したものです。ここで公開している浸水想定区域図は、浸水想定区域や浸水深を証明するものではありません。また、地図の精度を超えて拡大すると浸水想定区域や浸水深に、指定図面との差異が発生します。

### 高潮・津波災害ポータルひろしま

#### ○概要

（高潮）高潮とは、台風や発達した低気圧により、海面が異常に高くなる現象をいいます。広島県では、モデル台風で高潮による浸水が発生した場合の浸水区域と浸水深を想定した高潮浸水想定図を公表しています。

（津波）津波とは、地震による海底地盤の隆起・沈下により海面が上昇し、それにより生じた波が沿岸に打ち寄せる現象をいいます。広島県では、南海トラフ巨大地震に加え、瀬戸内海域の活断層及びプレート内地震による5つの津波で浸水が発生した場合の浸水区域と浸水深を想定した津波浸水想定図を公表しています。

#### ○目的

堤防整備には、多大な費用と時間を要します。堤防整備は進めていますが、まだまだ必要な箇所も残されています。

また、整備が済んでいる箇所も想定以上の自然現象が発生した場合には、対策が必ずしも万全と言い切れません。そこで、広島県では減災対策の一環として次の目的で高潮浸水想定図を公表しています。

- ・被害が起こる可能性のある場所を知る
- ・水害時の避難に役立てる
- ・身近な生活の工夫に役立てる

○利用上の注意事項

(高潮) 高潮浸水想定図は、高潮災害による被害のおそれがある箇所を示した図であり、高潮災害に係わる警戒避難や土地利用の検討に際し、参考として活用して頂く事を目的に公開しているものです。そのため、高潮浸水想定図の土地の範囲は、法律で行為等が規制されるものではありません。また、高潮災害の発生や被害の範囲について証明するものではありません。

(津波) インターネットで公開している津波浸水想定図は、広島県が作成した津波浸水想定図とそれにあわせて公表した浸水深を、縮尺 1/25,000 地形図へ転記したものです。ここで公開している浸水想定図は、浸水想定区域や浸水深を証明するものではありません。また、地図の精度を超過して拡大すると浸水想定区域や浸水深に、指定図面との差異が発生します。